

出席停止届の提出について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法19条の規定により出席停止の措置をとることになっています。出席停止の期間は感染症により基準が定められており、出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹った場合については、医療のひっ迫等回避するため、医療機関で受診証明書を記入していただくことは控えることとしています。登校の許可が出るまで、医師の指示に従い十分に療養してください。

登校可能となりましたら、下記の出席停止届をご家庭で記入していただき、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の罹患が証明できるもの【服薬説明書（薬剤処方箋）原本またはコピー、抗原抗体検査結果等】を添付し担任に提出してください。添付書類は、お子様の氏名と日付が記載されているものをお願いいたします。

なお、添付書類がない場合はお手数おかけしますが、別様式の「受診証明書（登校許可証明書）」を提出してください。

○インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日（幼児に当たっては3日）を経過するまで

○新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

出席停止届

徳島県立板野高等学校長 殿

HRNO

生徒氏名

1 診断を受けた日 令和 年 月 日

2 理由

 インフルエンザ（A型 ・ B型） 新型コロナウイルス感染症

3 出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 まで

4 診断を受けた医療機関名

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

校長	教頭	教務主任	学年主任	養護教諭	担任

※登校後、1週間以内に出席停止届をHR担任に提出してください。

※HR担任は、教科担任に連絡後保健室に提出してください。

※決裁後は、保健室にて保管いたします。